

新型コロナウイルス感染症に伴う助成金・給付金等まとめ(下野市編)

(令和3年12月1日現在)

区分	こんな時は	制度名	概要	条件等 (※詳細はお問い合わせください)	問い合わせ先	
個人生活支援	18歳未満のお子さん がいるひとり親世帯	子育て世帯生活支援特別 給付金(ひとり親世帯分)	児童1人あたり一律5万円	対象者:以下のいずれかに該当する方 ①令和3年4月分の児童扶養手当の受給者。 ②公的年金等(遺族年金、障害年金、老齢年金、労災年金、遺族補償など)を受給し、令和3年4月分の児童扶養手当が全額停止される方。 ③新型コロナウイルス感染症の影響を受けて家計が急変し、申請者及び申請者と生活を同じくする扶養義務者の収入が、児童扶養手当の対象となる水準に下がった方。 ※申請期限 令和4年2月28日 (①の方は申請不要)	こども福祉課 32-8903	
	18歳未満のお子さん がいるひとり親世帯以外の 世帯	子育て世帯生活支援特別 給付金(ひとり親以外の世 帯分)	児童1人あたり一律5万円	対象者:以下のいずれかに該当する方 ①令和3年度の住民税均等割が非課税で、令和3年4月～令和4年3月分の児童手当または特別児童扶養手当の受給者。 ②令和3年度の住民税均等割が非課税で、平成15年4月2日～平成18年4月1日の間に出生した児童のみを養育する方。 ③新型コロナウイルス感染症の影響を受け家計が急変し、収入が住民税非課税相当となった方。 ※申請期限 令和4年2月28日 (①の方は申請不要)		
	休業や失業等による収入の減少のため日常生活の維持が困難	給付	住居確保給付金	家賃額(上限額:生活保護住宅扶助基準額)	離職・廃業、または本人の都合によらない就業機会等の減少により、経済的に困窮し、住宅を喪失または喪失するおそれのある方	社会福祉課 32-8901
			新型コロナウイルス感染症生活困窮者自立支援金	単身世帯:6万円 2人世帯:8万円 3人以上世帯:10万円	生活福祉資金(緊急小口貸付・生活支援費)特例貸付が終了等しているが、引き続き経済的に困窮している世帯	
	経済的な理由により、 就学の継続が困難	貸付	緊急在学奨学生奨学金 (下野市奨学金貸付条例)	(無利子貸付) 高校生 月額2万円 大学生 月額3万円 月額4万円 月額5万円	家計に著しい影響を受け、経済的な理由により就学が困難な学生で下野市奨学金貸付条例による資格要件を満たす方	教育総務課 32-8917
	税金(保険料)が払えない	猶予 減免	徴収猶予	猶予期間:1年以内	次のいずれかに該当する場合 ・災害等により財産に相当な損失が生じた。 ・本人または家族が病気にかかった。 ・事業を廃止し、または休止した。 ・事業に著しい損失を受けた。	税務課 (収納グループ) 32-8893
			国民健康保険税・後期高齢者医療保険料・介護保険料の減免	国民健康保険税・後期高齢者医療保険料・介護保険料の減免	主たる生計維持者が次のいずれかに該当する場合 ・死亡または重篤な傷病を負った世帯 ・世帯の主たる生計維持者の事業収入等が前年の30%以上の減少が見込まれ、前年の合計所得金額が1,000万円以下であること等 ※申請期限:令和4年3月31日(木)	税務課 (市民税グループ) 32-8891
	療養のため労務に服することができないとき (感染したとき又は発熱等 症状があり感染が疑われるとき)	給付	【国民健康保険】 傷病手当金	傷病手当金の支給 (直近の継続した3か月間の 給与収入合計額÷就労日 数)×2/3×支給対象となる 日数 ※上限あり	本市の国民健康保険加入期間中に、被用者(給与等の支払いを受けている方)として、新型コロナウイルス感染症に感染した、または発熱等の症状があり感染が疑われるため、会社等を休み給与収入が減少した方	市民課 (保険年金グループ) 32-8895
			【後期高齢者医療】 傷病手当金	傷病手当金の支給 (直近の継続した3か月間の 給与収入合計額÷就労日 数)×2/3×支給対象となる 日数 ※上限あり	栃木県後期高齢者医療の被保険者のうち被用者(給与等の支払いを受けている方)で、新型コロナウイルス感染症に感染した、または発熱等の症状があり感染が疑われるため、会社等を休み給与収入が減少した方	市民課 (保険年金グループ) 32-8895
	新型コロナウイルスに 感染していないか不安 であり、検査を受けたい	助成	新型コロナウイルス感染症の流行下における一定の高齢者等への検査助成事業	助成額:検査費用の2/3 PCR検査:13,300円 (上限) 抗原定量検査:6,300円 (上限)	対象者:下野市民で、以下のいずれにも該当する方 ①65歳以上の高齢者又は基礎疾患を治療中の方 ②発熱等の症状のない方で、検査を希望する方 検査回数:1人月1回まで	健康増進課 32-8905
下野市PCR検査キット配布事業			検査を希望する市民に、月2回まで検査キットを配布し検査を実施	対象者:下野市民で、以下のいずれにも該当する方 ①ワクチン接種を受けておらず、発熱等の症状のない方 ②64歳以下で、基礎疾患を治療中でない方 自己負担:1キットあたり3,000円 (18歳以下は無料) ※検体を検査センターへ郵送する費用は自己負担 検査回数:1人あたり月2回まで		

事業者の休業補償等	売上が減少した	給付	小規模事業者等事業継続緊急支援金	1事業者あたり 10万円	国の月次支援金・県の地域企業事業継続支援金の対象とならない事業者で、市内で事業を行っており、売上が減少している事業者 ※申請期限 令和4年3月31日	商工観光課 32-8907
		補助	飲食物等宅配代行利用支援補助金	飲食店等が宅配代行業者を利用する際にかかる料金を補助 補助額: 宅配料の1/2 (上限: 750円/回まで)	宅配や出前でタクシー会社による宅配代行サービスを利用した飲食店等 ※宅配代行サービス事業者 小金井タクシー(44-0120) 石橋タクシー(53-1157)	
事業者の資金繰り等	資金繰りのため、融資を受けたい	融資	新型コロナウイルス感染症経営安定化資金	融資額 1,000万円 信用保証料 全額補助	最近1か月の売上が前年同月と比較して3%以上減少しており、かつ、その後の2か月を含む3か月間の売上が3%以上減少することが見込まれる方等	商工観光課 32-8907
		給付	新型コロナウイルス感染症対策資金借入金利子補給金	市等の対象借入資金について事業者が負担した利子相当額(資金の借り入れから3年間)	・下野市新型コロナウイルス感染症経営安定化資金を借りた方 ・特例措置により借り入れる小規模事業者経営改善資金を借りた方	
	感染予防対策を行った	給付	新型コロナウイルス感染症予防対策取組飲食店支援金	1店舗あたり3万円	市が定める新型コロナウイルス感染予防に取り組んでいる飲食店 ※申請期限 令和4年3月31日	商工観光課 32-8907
新型コロナウイルス感染症予防対策取組事業所支援金			市内に事務所や店舗等をもつすべての事業者 ※飲食店は除く ※申請期限 令和4年3月31日			
		貸出	オゾンガス式除染装置貸出事業	医療機関等において感染症患者が発生した時に、消毒作業の補助として除染装置を貸し出す。	貸し出しを希望する医療機関等は、市に借用申請書を提出 貸出費用: 無償	健康増進課 32-8905